

委 託 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 6月

工期 令和 9年 3月15日

委 託 名 吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託

委 託 場 所 京都市南区吉祥院東浦町 1 番地

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター 吉祥院支所

委 託 料 金 _____ 円

委 託 価 格 _____ 円

消費税及び

地方消費税相当額 _____ 円

内 訳 書 （ 総 括 ）

（ 1 / 1 ）

委 託 名	吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	電気設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 3)

委託名	吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								[材料費]
	電動機 取外し・搬出作業費		式	1					
	電動機 搬入・据付け作業費		式	1					
	試運転費		式	1					
	計								[労務費]
	工場内点検整備費		式	1					

内 訳 書

(2 / 3)

委託名	吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	現地点検整備費	制御器・抵抗器点検費 補修塗装等含む	式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費
直接経費									
	電動機搬出入経費	クレーン賃料等	式	1					
	運搬費（積上げ）		式	1					
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									

内 訳 書

委託名	吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託
特記仕様書

京都市南区吉祥院東浦町1番地
京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に掲げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関する事 |
|-------------------|------------------------|

(2) 委託に使用する仮設物

1.1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1.2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1.3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1.4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1.5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1.6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1.8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1.9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2.0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2.1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2.2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2.3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2.4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2.5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。

2.6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 概 要

本委託は、当局の自家用電気工作物に関する保安規程に基づき、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に設置されている 2 号減圧ポンプ用高圧電動機の点検整備を実施し、設備の機能維持と予防保全を図るものである。

2 委託期限

本委託の期限は、令和 9 年 3 月 1 5 日とする。

3 委託場所

京都市南区吉祥院東浦町 1 番地
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター 吉祥院支所

4 点検整備対象

2 号減圧ポンプ用電動機及び補機 1 式

- (1) 三相誘導電動機 ((株) 東芝製)
 - ア 形式 TIP-DBK-EM
 - イ 出力 220 kW
 - ウ 極数 4
 - エ 定格電圧 3300 V
 - オ 定格周波数 60 Hz
 - カ 定格回転速度 1760 min⁻¹
 - キ 定格1次側電流 46 A
 - ク 概略質量 1200 kg
 - ケ 製造番号 8EE0936AGV0001 (試験番号L172030HA)
 - コ 製造年 2017 年
- (2) 制御器 ((株) 東芝製)
 - ア 形式 DS362-W11A1
 - イ 製造番号 Y6302
 - ウ 製造年 1996 年
- (3) 抵抗器 ((株) 東芝製)
 - ア 形式 DGP600W-B4M
 - イ 製造番号 7120008FE3-1
 - ウ 製造年 1996 年

5 点検整備内容

本委託の三相誘導電動機は、工場持帰り点検整備、他は現地点検整備とし、下記項目に準じ当該機器の取外し、搬出、搬入、据付け及び試運転を行うこと。

なお、本委託の工程は酸素発生設備点検整備の工程と調整し、同時期に行うこと。また、電動機の据付け、芯出し及び試運転調整時には、減圧ポンプの構造、取扱い及び保守点検整備に十分な技術を有するものと共同で行うこと。

- (1) 2 号減圧ポンプ用電動機点検整備 (工場持帰り)
 - ア 整備前現地測定 (振動、電流値、温度等)
 - イ 電動機の取外し、搬出作業
 - ウ 電動機の搬入、据付け作業
 - エ 現地試運転及び測定 (振動、電流値、温度等)
 - オ 整備前工場内測定 (軸端振れ、絶縁抵抗、巻線抵抗等)
 - カ 整備前絶縁診断
 - キ 本体分解、清掃
 - ク スチーム洗浄・除湿乾燥 (固定子、回転子)
 - ケ ワニス処理、乾燥 (固定子、回転子)
 - コ 負荷側及び反負荷側軸受嵌合の点検及び測定
(測定結果に応じ溶射加工を行うこと。なお、実施分は設計変更の対象とする)
 - サ ブラシ及びリミットスイッチの取替え及び摺り合わせ調整
 - シ ベアリング、C 型止め輪、フェルトパッキン等の取替え及び電動機再組立
 - ス 整備後絶縁診断
 - セ 無負荷試験 (振動、電流値、温度上昇等)
 - ソ 整備後工場内測定 (軸端振れ、絶縁抵抗、巻線抵抗等)

- (2) 2号減圧ポンプ用電動機 始動制御器及び抵抗器点検整備(現地点検整備)
 ア 各部外観目視点検、清掃及び増締め
 イ 潤滑油の状態確認、注油
 ウ 動作状況確認、異常音の有無確認
- (3) その他
 整備完了後、各機器の補修塗装及び修理銘板等の取付けを行うこと。

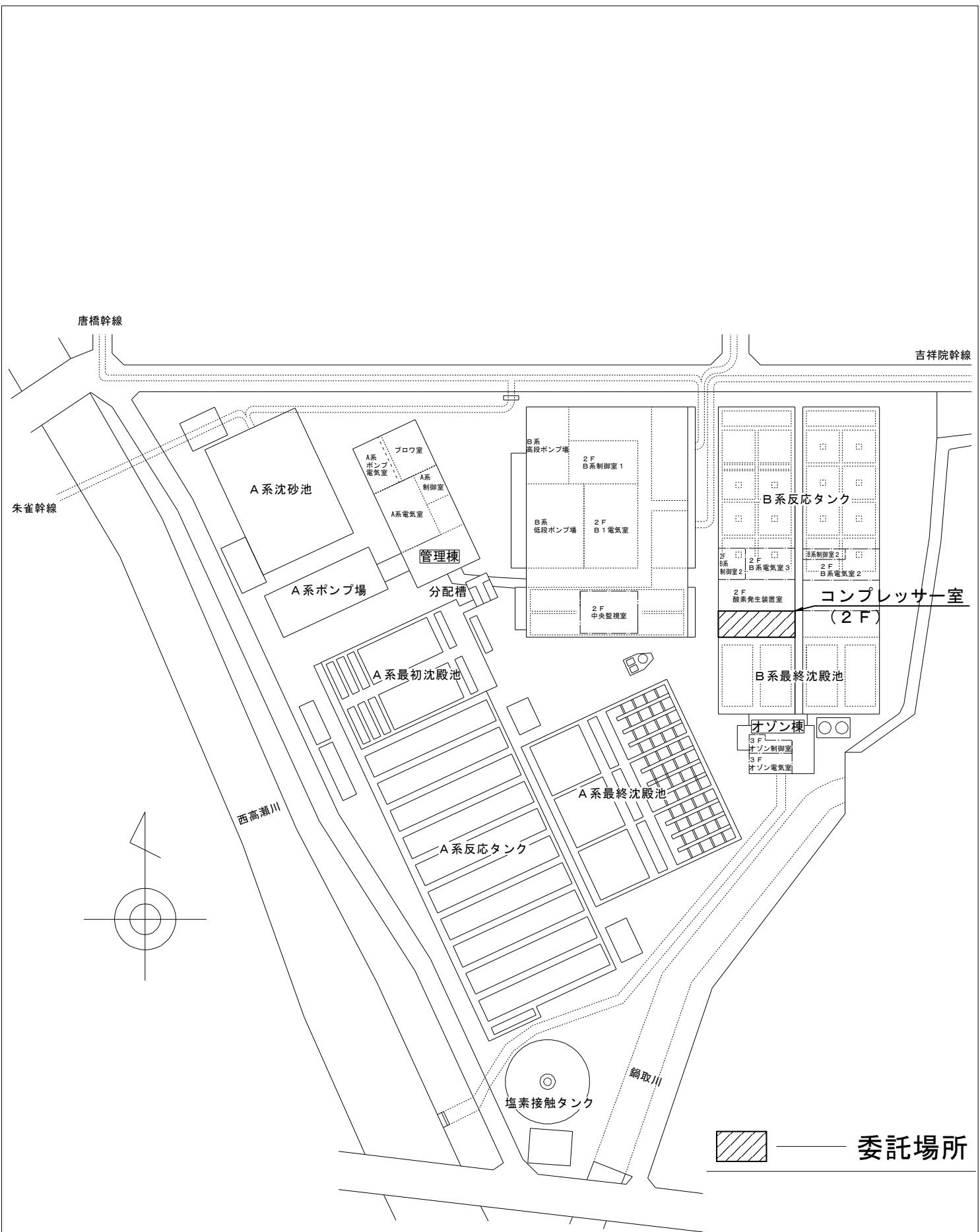
6 取替部品内容

下記の表に記載の部品もしくはこれらと同等以上の部品に交換すること。

部品名	型式等	数量		備考
ベアリング 負荷側	NU324CM	1	組	ワッシャ・ナット等含む
ベアリング 反負荷側	6220CM	1	組	ワッシャ・ナット等含む
ブラシ	MG30	6	個	
ブラシスプリング	鋼製	6	個	
C型止め輪	コレクターリング用	1	式	
フェルトパッキン	6.4×6.4×1200	2	個	
ミニベアリング	626ZZMW2	2	個	取付ボルト付
リミットスイッチ	IL2用	2	個	
リミットスイッチ	ワークハンド用	2	個	
その他雑材		1	式	パッキン、ボルト、ナット他

7 その他

- (1) 本委託の主任技術者は、当該整備機器の構造、取扱い及び保守点検整備に十分な技術を有する者を選任するとともに、作業員についても経験のある者を派遣すること。
 また、作業内容及び工程等詳細について事前に監督員に提示すること。
- (2) 下水処理業務に支障がないように整備を実施すること。
- (3) 軽微な交換部品及び消耗部品の取替えは受注者負担とする。
- (4) 本委託は基本的に土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
 なお、上記時間外に作業が必要な場合は事前に監督員の許可を得ること。
- (5) 本委託において故障箇所等が発見された場合は、速やかに監督員に連絡または報告し適切な処置を施すこと。
- (6) 本委託の現場発生品は、監督員の指定する場所に返納すること。
- (7) 本委託の安全管理には十分注意を払い、危険個所には保安上必要な措置を講じること。
- (8) 本仕様書明記以外にも、機器の保守上必要なことはすべて行うこと。



京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所			
委託名	吉祥院 減圧ポンプ用電動機点検整備委託		
種別	吉祥院支所	一般平面図	図面番号 1/1